

第6回奈良市子ども・子育て会議支給認定・利用者負担検討部会の概要	
開催日時	平成26年12月25日(金) 午後3時～午後5時
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室
議 題	1. 新制度における利用者負担の検討について 2. その他
決定事項	・今回の意見を踏まえ、最終案を次回の全体会議に提案する。
出席者	出席委員5人(欠席委員2人)・事務局9人
開催形態	公開(傍聴者:2人)
担当課	子ども未来部子ども政策課
議事の内容	
1. 新制度における利用者負担の検討について 事務局より、平成27年度以降の教育・保育施設の利用者負担の考え方について、資料1から4を基に説明を行った。	
〔質疑・意見の要旨〕	
亀本委員	市町村民税非課税世帯は、前回の部会で再度検討するということでしたが、変わっていません。決して負担することだけが、主体者意識や参加意識ということではない。もう1度再考していただきたいと思います。
掘越委員	払っていただくという姿勢を取ることは大事だと思っておりますが、経過措置として金額を多少変更する可能性はあるのでしょうか。
事務局	基本的に主食、副食等も今までは奈良市の負担という形で実施してまいりましたが、その部分の一定の負担にご理解をいただきたいと考えております。2号、3号の保育料の非課税世帯のうち母子世帯等を除く部分について、他の中核市等と比較しても、奈良市は、まだまだセーフティネット的な形に近い値上げ額だという理解をしております。
亀本委員	来年度については、現行表に基づいて算定されるということですが、年少扶養控除等の再計算はしてもらえるとということによろしいですね。
事務局	今回、算定基準が所得税から市民税に変わりますが、今までの所得税に基づく保育料の算定については、年少扶養控除が既に廃止されているものの、あるものとして再算定を行ってまいりました。平成27年度以降については、国も年少扶養控除の再算定は、基本的に無くすという方向です。所得税から市民税に置き換える際に、こちらで試算を行った結果、概ね95%の方はほぼ現行プラスマイナス1の範囲に収まると見込んでおります。

浜田委員	所得税から市・県民税に移行したときに、実質の上がり幅が一番大きい方は、月額でどのくらい上がるのでしょうか。
事務局	資料2を見ていただきまして、例えば2号の現行からの値上げ幅というところで、だいたいマイナス1,000円からプラス1,800円までというような幅になります。
掘越委員	これはあくまでも私案ですが、例えば3号認定を受けているというお子さんであれば、経過措置として、その子どもが3歳になったところで通常の形に変更するということでもよいかと思います。
亀本委員	いわゆる年少扶養控除の部分については、来年再計算はしないわけで、現行の保育料表だけが残って5%は差額が出てくるということですよ。そこまで計算されているのに、なぜ説明してこなかったのですか。5%かもしれないですが、利用者が実際に支払う額が、一人ひとりにとってはとても重要なのです。制度移行に伴う経過措置として、据え置きのあるのですから、事務が大変かもしれませんが、来年1年間はそのままの基準で再計算していただきたいと思います。
事務局	平成27年度については、現行の保育料を基本とするというのが、基本的な考え方です。同じく就園奨励費も当然適用していく。そこに所得税から市民税への算定替えがある。そのような考え方で、実際にどこまで影響が出るのかということで、先ほど申し上げたようなシミュレーションに至ったというところで、ご理解いただきたいと思います。
部会長	この部会としては、非課税世帯の方の救済を今まで奈良市として注力してきたということを重視していた部分があったと思います。事務局でもそこに注視して、何とか緩和措置ということで再提案をしていただいています。事務局にも丁寧に見直しをしていただいて、全体会議で再度議論するという形にさせていただきたいと思います。
2. その他 事務局より、次回会議の日程について説明を行った。	
資 料	<p>【資料1】仮利用者負担に係る経過措置（案）について</p> <p>【資料2】仮利用者負担額（仮保育料）案月額表（全体版）</p> <p>【資料3】教育標準時間認定子どもの仮利用者負担額（仮保育料）案の推移</p> <p>【資料4】保育認定子どもの仮利用者負担額（仮保育料）案の推移</p>